

保険業法等の一部を改正する法律(1年以内施行分)に係る内閣府令案

保険業法等の一部を改正する法律

(24年3月30日成立・31日公布)

保険会社
のグループ
経営に係る
規制緩和

○我が国保険会社を買収した外国保険会社の子会社のうち、既に保有が認められている子会社対象会社以外の会社についても、5年に限り保有を認める。
また、期限内にその処分が困難である等の事情が認められる場合には、行政庁の承認の下で、期限の延長を例外的に容認する。

○行政庁の認可制の下で、同一グループ内の保険会社を再委託者とし、再委託者が自らも保険募集を委託している保険募集人を再受託者とする場合には、保険募集の再委託を認める。

○移転単位規制(保険契約を移転する場合、責任準備金の算出の基礎が同一である保険契約の全部を包括してしなければならないとの規制)について、行政庁の認可制を維持しつつ、保険契約者間の公平性や保険契約者の保護の観点から所要の措置を講じた上で、撤廃する。

○販売停止規制(保険契約の移転手続中、移転元会社に対し移転対象契約と同種の保険の販売を禁止)について、契約が移転されることにつき契約者の承諾を得ることを移転元会社に義務付けた上で、撤廃する。

少額短期
保険業者
に係る規制
の見直し

○平成17年当時共済事業を行っていた少額短期保険業者が引受け可能な保険金額の上限に係る経過措置を5年延長する。

生保セーフ
ティネット

○生命保険契約者保護機構に対する政府補助規定を5年延長する。

施行済

公布後
1年以内
施行

公布後
1年以内
施行

施行済

25年4月
1日施行

施行済

内閣府令案のポイント

(25年2月下旬～3月上旬施行(予定))

○再委託を伴う保険募集を行うことについては当局の認可を要件とし、再受託者たる保険募集人における適正な保険募集を確保する。

(主な改正箇所)

・認可申請時において、当局が所属保険会社等における保険募集人の管理態勢や再委託者における保険募集人の管理態勢を確認するため、必要な認可申請書類を規定 等

○保険契約者間の公平性や保険契約者の保護の観点から、保険契約者への情報提供の充実や契約移転の認可申請時の提出書類の拡充等を図る。

(主な改正箇所)

・保険契約の移転に係る公告事項の記載内容の拡充及び通知事項の記載内容の規定

・移転対象契約の選定基準の合理性、対象範囲の明確性や移転の必要性等の観点から、当局が移転の是非を判断する上で必要な申請書類の追加 等

●あわせて関連する監督指針、命令及び告示を整備

同一グループ内の保険会社を再委託者とする保険募集の再委託

現行制度

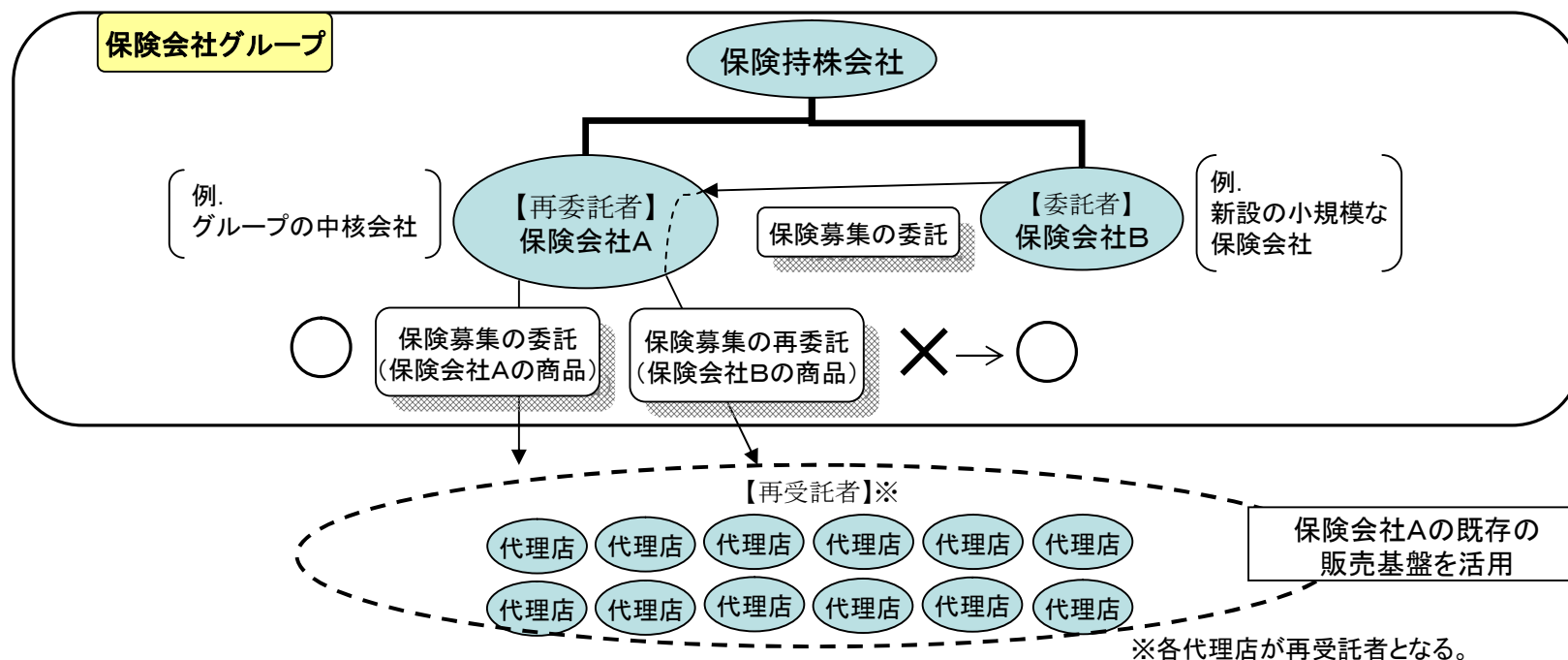
保険募集については、その適正性を確保し、保険契約者を保護する観点から、保険会社から保険募集人に対する直接の委託のみが認められている。

→保険会社のグループ化が進展する中で、グループ内の他の保険会社の販売基盤を活用するために、他の保険会社を再委託者とする再委託を認めてほしいとの指摘。

見直しの方向性

○保険会社が再委託者となって、自らも保険募集を委託している者に対して再委託を行う場合には、再受託者たる保険募集人に対し、自らが直接委託している保険募集人として適切な管理を行っているものと考えられる。

○このため、行政庁の認可制の下で、同一グループ内の保険会社を再委託者とし、再委託者が自らも保険募集の委託をしている保険募集人を再受託者とする場合には、保険募集の再委託を認める。



保険契約の移転に係る規制のあり方の見直し

現行制度

保険会社が他の保険会社に保険契約の移転を行う場合には、「責任準備金の算出の基礎が同一である保険契約」は包括して移転しなければならないとの規制（移転単位規制）がある。（行政庁の認可制）

→保険契約の移転を限定的にしか行うことができず、保険会社における顧客属性や販売チャネルに応じた再編を行うことに支障が生じるとの指摘。

見直しの方向性

保険契約の移転に係る認可制は維持しつつ、保険契約者間の公平性や保険契約者の保護の観点から所要の措置（情報提供の充実、異議成立要件の見直し等）を講じた上で、移転単位規制を撤廃する。

